

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、以下の工事請負契約の契約変更に係る区長からの意見聴取に対する教育委員会の意見の申出について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野東中学校等複合施設新築工事請負契約
- (2) 中野東中学校等複合施設新築に伴う電気設備工事請負契約
- (3) 中野東中学校等複合施設新築に伴う空気調和設備工事請負契約
- (4) 中野東中学校等複合施設新築に伴う給排水衛生設備工事請負契約

2 指示する理由

中野東中学校等複合施設新築工事等については、東京2020オリンピック・パラリンピック関連施設等の工事本格化を受け、必要となる柱鉄骨の製造期間が長期化していることにより、当初の予定工期に変更が生じている。

工期の変更に伴い上記4件の請負工事については契約変更が必要となるが、工期の遅れによる中野東中学校の使用開始時期への影響を最小限にとどめるため、速やかな契約変更が求められている。

これらの契約変更は区議会での議決事項となっており、議案の上程にあたっては区長から教育委員会に対する意見聴取が必要となる。令和元年9月11日から開催される区議会第3回定例会において、請負契約の変更に係る差額を含めた補正予算案が可決された後に、教育委員会に対する意見聴取が行われることとなるが、現時点で補正予算案の議決日程等が未定であることや、区長からの意見聴取後、速やかな意見の申出の事務処理が必要になることから、本件事務処理については教育長が臨時に代理することをあらかじめ指示するものとする。